

平成27年4月8日(水)

会員各位

鹿行発 第6号 平成27年4月8日  
鹿児島県行政書士会 会長 鎌田 敬



日本行政書士会連合会推奨様式導入にかかる補足事項について

平成27年3月4日開催の「車庫証明申請に関する説明会」におきまして説明致しました。申請様式につきましては、下記のとおり決定致しましたのでご案内致します。

尚、「日行連推奨様式」の作成につきましては、新会計年度の予算により当会の行政書士専用様式を作成する必要があるため、6月以降の作成・運用となります。鹿児島県警本部交通部交通規制課よりの通知は以下の通りです。

平成27年3月30日

鹿児島県行政書士会  
会長 鎌田 敬 殿

鹿児島県警察本部  
交通部交通規制課長

日本行政書士連合会推奨様式導入にかかる補足事項について  
標記の様式の運用方法については、昨年中に協議が整ったところですが、運用方法を定めた改正「自動車の保管場所証明等事務処理要領について(通達)」を平成27年3月27日付けで発出しました。これに伴って、未定であった事項については下記のとおり決定しましたので、会員の方々への御周知方よろしくお願いいたします。

記

- 1 文書番号について  
行政書士専用の書式として使用する使用権原疎明書面(自認書兼使用承諾証明書)の文書番号は、様式第13号とします。
- 2 運用開始日について  
「自動車の保管場所証明等事務処理要領について(通達)」は、平成27年4月1日から施行することとしていますが、改正点の周知を図るため、上記の行政書士専用書式の運用開始日については、平成27年5月1日以降で調整をお願いします。

本件担当  
鹿児島県警察本部交通部  
交通規制課企画許可係  
TEL 099-206-0110  
(内線5173, 5178)

戸籍・住民票の請求のみを目的として職務上請求書を使用することはできません。  
使用した職務上請求書の番号は事件簿に必ず記録しなければなりません。  
作成した書類には、記名して職印を押すことが義務付けられています。  
鹿児島県暴力排除の条例を遵守します。